

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道立文書館管理規則の一部を改正する規則..... (法制文書課)	21
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則..... (税務課)	21
○私立学校法施行細則の一部を改正する規則..... (学事課)	25
訓 令	
○北海道公用文作成規程の一部を改正する訓令..... (法制文書課)	25
告 示	
○道営土地改良事業計画の決定..... (土地改良指導課)	25
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定..... (土地改良指導課)	26
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	26
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	26
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	27
○都市計画事業の事業計画の変更の認可..... (都市環境課)	27
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (物品管理課)	28
支庁告示	
○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業務の停止処分.....	28
○特定調達契約に係る入札の公告.....	29
労働委員会訓令	
○北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程の一部を改正する訓令.....	30

規 則
北海道立文書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年3月11日 <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p>
北海道規則第5号 北海道立文書館管理規則の一部を改正する規則 北海道立文書館管理規則(昭和60年北海道規則第45号)の一部を次のように改正する。 第5条第1項を次のように改める。

文書館の休館日は、次のとおりとする。

閲覧室	(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。) (2) 日曜日 (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで (4) 1月4日、12月27日及び同月28日(これらの日が土曜日に当たる場合に限る。) (5) 毎月の第3木曜日(その日が休日に当たるときは、その前日)
展示室	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

附 則

この規則は、平成17年4月9日から施行する。

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第6号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。

第41条の6の次に次の1条を加える。

(法人の事業税に係る調査の特例)

第41条の7 次の各号に掲げる徴税吏員は、第6条第1項本文及び同条第2項の規定にかかわらず、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人で、主たる事務所又は事業所がそれぞれ当該各号に定める区域に所在するものに対して事業税(付加価値割及び資本割に限る。)の賦課に関する調査のための質問及び検査に係る事務を行うものとする。

(1) 本庁の徴税吏員 札幌市以外の市町村の区域

(2) 札幌中央道税事務所の徴税吏員 札幌市の区域

第49条の7第1項第17号エを次のように改める。

エ 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項の規定により特別緑地保全地区として定められた区域

第68条第3項中「請求は」の次に「、自動車税納税証明書自動発行機に必要事項を入力することにより請求する場合を除き」を加える。

第68条の7に次の2項を加える。

2 札幌中央道税事務所長又は札幌北道税事務所長は、特に必要があると認めるときは、第23条第1項から第3項まで及び前項の規定にかかわらず、札幌南道税事務所長と協議し

て、自動車税に係る徴収金の徴収の引継ぎをすることができる。

3 前項の規定により徴収の引継ぎをしようとするとき、又は徴収の引受けをしたときは、別記第9号様式の引継書（引受書）を送付しなければならない。

別記第6号様式の7その5中「（口座振替による場合）」を「（口座振替納付、集合納付による場合）」に改め、同様式中その6をその7とし、その5の次にその6として次のように加える。

その6 自動車税用（自動発行機による場合）

自動車税納税証明書	
（継続検査用）	
税証第	号
登 録 番 号	

その10 自動車税用（集合納付による場合）

（1葉）

道税	都道府県コード							
納税通知書番号								
年度		自動車税納税通知書						
期別								
住所（所在地）及び氏名（名称）								
〒								

注意

- 1 納期限までに納めないときは、督促状が発付されます。
- 2 納期限後に納めるときは、税額（その額が1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
- 3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 4 この処分について不服がある場合には、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求

様

車 台 番 号	
本証明書の有効期限	年 月 日

上記の登録番号の自動車については、自動車税の滞納がないことを証明します。

年 月 日

北海道 支庁長



別記第9号様式中「（第23条関係）」を「（第23条、第68条の7関係）」に改める。

別記第14号様式中その12をその13とし、その11をその12とし、その10をその11とし、その9の次にその10として次のように加える。

第68条第3項の改正規定、第68条の7に2項を加える改正規定並びに別記第6号様式の7（その5に係る部分を除く。）、別記第9号様式及び別記第57号様式の4の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道税条例施行規則第49条の7第1項第17号工の規定は、平成16年12月17日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

私立学校法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第7号
私立学校法施行細則の一部を改正する規則
私立学校法施行細則（昭和36年北海道規則第10号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項及び第3項を削る。
第5条中「私立専修学校」を「私立の専修学校」に改める。

附 則
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

訓 令

北海道訓令第2号

本 庁
出 先 機 関

北海道公用文作成規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成17年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道公用文作成規程の一部を改正する訓令
北海道公用文作成規程（昭和63年北海道訓令第1号）の一部を次のように改正する。
別記の2の項第1号アの注3(4)の事項中「、「保健所」、「林務署」」を削り、同項第3号中
「×この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 日以内に、 に をすることができます。」
を

「1×この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から×起算して 日以内に、 に をすることができます。

2×この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日（1による× をしたときは、当該 に対する があったことを知った日）の翌日×から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、 と×なります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消し×の訴えを提起することができます。ただし、処分又は があったことを知った日の×翌日から起算して6月以内であっても、処分又は の日の翌日から起算して1年を×経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3×この処分については、1の審査請求の判決を経た後でなければ、裁判所に処分の取×消しの訴えを提起することができません（ 法第 条）。ただし、次の各号のい×ずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提×起することができます。

×(1)×審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
×(2)×処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必××要があるとき。
×(3)×その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

に改め、同号注5の事項中「第2字目から」を「番号を付け、番号の後1字空けて」に改め、同事項の次に次の1事項を加える。

6 法律に当該処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ処分の取消し×の訴えを提起できない旨の定めがあるときは、教示文の3を例として、その旨を記載すること。

別記の3の項第1号アの注中3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 掲示場に掲示して示達をする場合は、示達する者の職及び氏名は、上下を1行空け、中央右寄りから書き出し、示達者名の終わりの文字に半字分掛けて公印を押した後1字×空ける。

附 則
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

告 示

北海道告示第177号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成17年3月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成17年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
常呂日吉	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (農業用排水、暗きよ、土層改良)	北海道網走支庁
厚南第2	経営体育成基盤整備 (区画整理、農業用排水)	北海道胆振支庁

北海道告示第178号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、南幌町が行う土地改良（南幌向地区維持管理）事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成17年3月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成17年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第179号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成17年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所
茅部郡森町字森川町317の2、317の24、317の25、317の31、317の33、317の40、317の41、317の63、317の67、317の70、317の72、317の88、字姫川80の3、81の6、81の7
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

北海道告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所 供用開始の区間 供用開始の期日

道道 霧立小平線 北海道留萌土木現業所	苫前郡苫前町字霧立国有林留萌南部森林管理署2123林班む小班地先から苫前郡苫前町字霧立国有林留萌南部森林管理署2122林班そ小班地先まで	平成17. 3.11
道道 東瓜幕芽室線 北海道帯広土木現業所	河東郡鹿追町上然別西13線19番28地先から河東郡鹿追町美蔓西14線19番15地先まで	同
道道 豊頃糠内芽室線 北海道帯広土木現業所	中川郡豊頃町農野牛548番地先から中川郡豊頃町農野牛601番地先まで	同
道道 本別留辺薬線 北海道帯広土木現業所	足寄郡足寄町芽登本町223番地先から足寄郡足寄町芽登本町330番1地先まで	同
	中川郡本別町美里別55番4地先から中川郡本別町美里別94番1地先まで	同
道道 静内中札内線 北海道帯広土木現業所	河西郡中札内村南札内国有林十勝西部森林管理署373林班は小班地先から河西郡中札内村南札内国有林十勝西部森林管理署373林班は小班地先まで	同
道道 本別土幌線 北海道帯広土木現業所	中川郡本別町押帯225番5地先から河東郡土幌町字土幌169番12地先まで	同
道道 幕別帯広芽室線 北海道帯広土木現業所	帯広市南町南7線29番2地先から帯広市西17条南6丁目6番2地先まで	同
	中川郡幕別町札内泉町85番6地先から中川郡幕別町字依田326番39地先まで	同
道道 八千代帯広線 北海道帯広土木現業所	帯広市広野町243番1地先から帯広市広野町基線162番3地先まで	同
道道 中美生芽室線 北海道帯広土木現業所	河西郡芽室町美生2線14番1地先から河西郡芽室町美生2線4番1地先まで	同
道道 湧洞豊頃停車場線 北海道帯広土木現業所	中川郡豊頃町二宮5821番4地先から中川郡豊頃町二宮5858番地先まで	同
	中川郡豊頃町二宮5858番地先から中川郡豊頃町二宮5732番地先まで	同
道道 生花大樹線 北海道帯広土木現業所	広尾郡忠類村字忠類434番3地先から広尾郡忠類村字忠類149番1地先まで	同
道道 清水谷足寄線 北海道帯広土木現業所	足寄郡足寄町茂喜登牛799番2地先から足寄郡足寄町白糸277番地先まで	同
道道 下居辺高島停車場線 北海道帯広土木現業所	河東郡土幌町字下居辺基線116番2地先から河東郡土幌町字下居辺基線112番2地先まで	同
道道 幸徳大樹停車場線 北海道帯広土木現業所	広尾郡大樹町字大全32番1地先から広尾郡広尾町字大全219番1地先まで	同
道道 土幌然別湖線 北海道帯広土木現業所	河東郡土幌町字上音更西4線180番1地先から河東郡土幌町字上音更西5線180番1地先まで	同

道道 芽室東四条帯広線 北海道帯広土木現業所	帯広市西18条南2丁目11番23地先から 帯広市西18条南2丁目5番17地先まで	平成17. 3.11
道道 忠別清水線 北海道帯広土木現業所	上川郡清水町字清水基線7番1地先から 上川郡清水町字清水基線5番1地先まで	同
	上川郡新得町屈足柏町1丁目10番1地先から 上川郡新得町屈足旭町1丁目1番1地先まで	同
道道 笹川士幌線 北海道帯広土木現業所	河東郡鹿追町北鹿追北14線5番11地先から 河東郡鹿追町北鹿追北14線2番14地先まで	同
道道 音調津陣屋線 北海道帯広土木現業所	広尾郡広尾町字音調津225番地先から広尾郡広尾町字音調津 国有林十勝西部森林管理署121林班む小班地先まで	同
道道 帯広の森公園線 北海道帯広土木現業所	帯広市南町南9線53番1地先から 帯広市南町南9線49番1地先まで	同
道道 士幌上士幌線 北海道帯広土木現業所	河東郡士幌町字士幌西2線204番11地先から 河東郡士幌町字士幌西2線204番12地先まで	同
	河東郡士幌町字士幌西2線206番2地先から 河東郡士幌町字士幌西2線207番2地先まで	同

北海道告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
赤川函館線 北海道函館土木現業所	函館市赤川町403番1地先から 函館市赤川町228番18地先まで		前	9.70mから 18.20mまで	487.00m	—
			前	11.03mから 18.23mまで		
			後	11.03mから 18.23mまで		
北見環状線 北海道網走土木現業所	北見市緑町4丁目2番2地先から 北見市三輪543番3地先まで		前	17.60mから 38.00mまで	143.60m	—
			後	17.60mから 38.00mまで		

置戸訓子府北見線 北海道網走土木現業所	常呂郡訓子府町実郷224番27地先から 常呂郡訓子府町大谷12番2地先まで	後	9.00mから 12.50mまで	195.63m	—
		前	13.00mから 19.50mまで	591.65m	—
		後	16.30mから 25.00mまで	591.65m	—
計呂地若佐線 北海道網走土木現業所	常呂郡佐呂間町字川西225番地先から 常呂郡佐呂間町字川西32番14地先 (河川敷地)まで	前	13.50mから 25.00mまで	584.00m	—
		後	20.00mから 25.50mまで	584.00m	—
奥尻島線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字松江121番2地先から 奥尻郡奥尻町字松江54番地先まで	前	6.88mから 19.92mまで	757.57m	—
		後	6.88mから 40.59mまで	752.98m	—
		後	11.81mから 40.59mまで	760.00m	—
瑞穂旭川停車場線 北海道旭川土木現業所	旭川市東旭川町豊田276番2地先から 旭川市東旭川町豊田32番10地先まで	前	14.54mから 14.54mまで	2,269.30m	—
		前	15.70mから 23.30mまで	2,273.55m	—
		後	15.70mから 23.30mまで	2,273.55m	—
		後	14.54mから 23.30mまで	2,273.55m	—

北海道告示第182号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成17年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・50号新琴似2条通）
- (3) 事業施行期間 平成12年4月7日から平成20年3月31日まで
- (4) 事業地収用の部分 変更なし
- 2(1) 施行者の名称 札幌市

- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・57号手稲左股通）
- (3) 事業施行期間 平成12年4月28日から平成20年3月31日まで
- (4) 事業地 収用の部分 変更なし
- 3(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・181号新発寒通及び3・4・180号西宮の沢・新発寒通）
- (3) 事業施行期間 平成12年4月7日から平成20年3月31日まで
- (4) 事業地 収用の部分 変更なし

北海道告示第183号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項「町屋芳子 平成元. 5.23 網走支庁売店」を「町屋芳則 平成17. 4. 1 網走支庁売店」に改める。

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第9号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1項の規定により、次の貸金業者に対し貸金業の業務について停止処分をしたので、同法第41条第1項の規定により公告する。

平成17年3月11日

北海道石狩支庁長 渡 部 道 博

1 処分を行った貸金業者

住 所	商号又は名称	氏 名	登 録 番 号
札幌市東区北36条東5丁目2番31号	名称なし	高橋 雅己	北海道知事1第02551号
札幌市中央区南4条東3丁目9-2	ピープルⅢ-811号室	酒井 勇雄	北海道知事1第02557号
札幌市中央区南2条西1丁目5番地	大丸ビル4階	山澤 宏和	北海道知事1第02579号
札幌市北区新川4条16丁目2番2号	ルブランブルミエⅡ-301	NSファイナンス 根元 隆司	北海道知事1第02602号

札幌市中央区南5条西27丁目1番20	山見ハイツ円山111号	有限会社フレンズ	山口 雅司	北海道知事1第02624号
札幌市中央区南1条西1丁目16番地4	シルキーハイツビル604号	ワールドリース株式会社	尾崎 博夫	北海道知事1第02628号
札幌市中央区南8条西5丁目	ブラザ8.5ビル403号	テルメローン	笹川 強	北海道知事1第02634号
札幌市中央区北1条西8丁目2番49号	ライオンズシティ大通公園1階	有限会社ジャパントラストリング	柴田 優	北海道知事1第02652号
札幌市北区北40条西4丁目2番10号		有限会社アルト	櫻岡 光紀	北海道知事1第02664号
札幌市中央区南1条西24丁目1番23号		株式会社ジーアイ	田邊 裕司	北海道知事1第02690号
札幌市東区北44条東5丁目1-22	ソシアルトミイNo.20-30	シティコミュニケーションズ	横山 順一	北海道知事1第02694号
札幌市清田区平岡5条6丁目15番7号		名称なし	依田 剛	北海道知事1第02701号
札幌市中央区南8条西14丁目1番1-1001号		北証信用	大塚純一郎	北海道知事1第02704号
札幌市白石区本通8丁目北2-9		名称なし	齊藤 洋	北海道知事1第02711号
札幌市清田区美しが丘2条4丁目5-8		名称なし	鈴木 覚	北海道知事1第02719号
札幌市白石区東札幌2条2丁目3-12		岡田信用	岡田 修治	北海道知事1第02738号
江別市野幌若葉町46番地の75		平松商会	中村 正	北海道知事1第02760号
札幌市白石区北郷7条9丁目3番16号		ゼンニチ商事	野館 昭二	北海道知事1第02762号
札幌市白石区菊水1条2丁目1-3	山商ビル1階	アイテム	木村 真	北海道知事1第02763号
札幌市西区宮の沢1条3丁目10番11号		カインド	上山健一郎	北海道知事1第02767号
札幌市西区八軒5条西10丁目1番41号	クリーンリバーハイツⅡ-118号室	みらくる	中村あや子	北海道知事1第02769号
札幌市白石区本通11丁目南3番9号		名称なし	大嶋 武	北海道知事1第02775号
札幌市東区北14条東13丁目3番8号		NTクレジットサービス	本多 貴宏	北海道知事1第02777号
札幌市北区新川4条12丁目7番5号		名称なし	古田 慎	北海道知事1第02778号
札幌市清田区里塚3条6丁目9番7号		ドルフィン	敦賀 浩二	北海道知事1第02783号
札幌市白石区栄通18丁目10番16号		丸秀信用商事	櫻井 秀一	北海道知事1第02785号
札幌市豊平区中の島1条2丁目3番5号	朝日プラザアクシス211号室	増田商事	増田 静香	北海道知事1第02803号
札幌市清田区里塚3条4丁目1-22		ラピュタ	鈴木 雄大	北海道知事1第02806号
札幌市東区北20条東12丁目1番7号	ハイツクセン102号	アテインクレジット	相内 邦仁	北海道知事1第02809号
札幌市手稲区西宮の沢6条1丁目498-56		ロッキー・ファイナンス	笹木 国孝	北海道知事1第02812号
札幌市豊平区平岸1条9丁目4番10号		友広商事	友廣 雅昭	北海道知事1第02824号
札幌市中央区南2条西8丁目5番	ジュエリーセンタービル4階	北海道自動車信用	澤田 到	北海道知事1第02825号

2 業務停止の期間

平成17年3月1日から30日までの間の30日間

3 業務停止の範囲

新規（金銭の借換を含む。以下同じ。）の金銭の貸付、新規の金銭の貸借の媒介及び新規の金銭の貸付の代理業務。ただし、行政処分の効力発生以前に資金需要者等から申込等があり、金銭の貸付等を行わなかったときに資金需要者等に損害が発生すると見込まれる場合は、法に違反しない部分に関する業務についてのみ行うことができる。

北海道十勝支庁告示第9号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年3月11日

北海道十勝支庁長 近藤光雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア リールマシン（ブーム式、L = 270m以上）	5台
イ 異形マチノジョイント（メスφ50×オスφ75）	2個
ウ ホース（φ75、L = 5m）	4本
エ ホース（φ50、L = 5m）	5本
オ ホース（φ50、L = 20m）	5本
カ マチノ付き直管（φ75、L = 1m）	4本
キ 直管（φ75、L = 5m）	143本
ク チーズ付き直管（φ75×φ50、L = 5m）	14本
ケ チーズB型（φ75）	1個
コ エルボ（φ75×90°）	1個
サ エンドプラグ（φ75）	5個
シ バルブ（φ50マチノオス付き）	14個

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納入期日 平成17年8月31日

(4) 納入場所 北海道十勝支庁長が別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成17年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎4階D会議室（送付による場合は、郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁総務部会計課）

(2) 入札日時 平成17年4月26日 午前11時（送付による場合は、平成17年4月25日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁総務部会計課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法及び契約書の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

8 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道十勝支庁総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目
電話番号 0155 - 27 - 8508

9 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

a . Reel machine (L = more than 270M, boom style)	5
b . Asymmetrical MACHINO coupling (φ 50 × φ 75)	2
c . Hose (φ 75、L = 5m)	4
d . Hose (φ 50、L = 5m)	5
e . Hose (φ 50、L = 20m)	5
f . Polyethylene tube with MACHINO coupling (φ 75、L = 1m)	4
g . Polyethylene straight tube (φ 75、L = 5m)	143
h . Polyethylene tube with "T" shape coupling (φ 75 × φ 50、L = 5m)	14
i . "T" shape coupling B type (φ 75)	1
j . Elbow (φ 75 × 90°)	1
k . End plug (φ 75)	5
l . Valve (φ 50)	14

B . Bid tendering date and time :
 11 : 00 A. M., April 26, 2005
 (If mailed, bids must arrive no later than April 25)

C . Contact :
 Accounting Division, General Affairs Department,
 Tokachi Subprefectural Office, Hokkaido Government,
 Minami 3, Higasi 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588 Japan
 Phone : 0155-27-8508

道 労 働 委 員 会 訓 令

北海道労働委員会訓令第1号

北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月11日

北海道労働委員会会長 曾 根 理 之

北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程の一部を改正する訓令
北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程（平成10年北海道地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「平成」を削る。

別記第4号様式中「平成」を削り、

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道労働委員会に対して異議申立てをすることができます。」

を

「1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道労働委員会に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道労働委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第5号様式中「平成」を削り、

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道労働委員会に対して異議申立てをすることができます。」

を

「1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道労働委員会に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道労働委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第6号様式中「平成」を削り、

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道労働委員会に対して異議申立てをすることができます。」

を

「1 この公文書の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道労働委員会に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道労働委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第7号様式中「平成」を削り、

「この通知に不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道労働委員会に対して異議申立てをすることができます。」

を

「1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があっ

たことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道労働委員会に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道労働委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第10号様式中「この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道労働委員会会長に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、 に関する情報が開示されますので、御了承ください。」を削り、

「

6	備	考
---	---	---

」

を

「

6	備	考
---	---	---

」

- 1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道労働委員会に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道労働委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができますが、開示を実施する日までに処分の取消しの訴え及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

